

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

『2月7日に予定していた西川における係留船の行政代執行は、全て自主撤去されたので、実施しません』

平成25年2月6日
国土交通省
遠賀川河川事務所

遠賀川河口域における不法係留船対策におきましては、西川における『第2期重点的撤去区域』内に残っていた船舶の所有者（4名5隻分）に対し、平成25年1月29日付けで、行政代執行法第3条第2項の規定に基づく「代執行令書」等により、平成25年2月7日に代執行を実施する旨通知しておりましたが、代執行の対象となっていた5隻の船が、2月5日迄に、全て第2期重点的撤去区域から自主的に移動又は撤去されたため、予定しておりました行政代執行は実施しませんので、お知らせします。

今後の不法係留船対策につきましては、平成25年4月から第3期重点的撤去区域（西川の新西川橋～島津橋）を設定する旨の公示を行い、対策を実施していくこととなります。

なお、代執行令書発出以降の第2期重点的撤去区域における船舶係留状況経過、及び第3期以降の不法係留船の隻数（平成24年9月調査時点）は下記のとおりです。

記

1. 第2期重点的撤去区域における船舶係留状況経過（H25.1.29以降）

- ①平成25年1月29日 …… 5隻（左岸4隻、右岸1隻）
- ②平成25年2月1日 …… 4隻（左岸3隻、右岸1隻）
※1/31に1隻移動（移動先は不明）
- ③平成25年2月4日 …… 2隻（左岸1隻、右岸1隻）
※2/2～3に2隻移動（第3期重点的撤去区域へ）
- ④平成25年2月5日 …… 0隻
※2/5に2隻移動（1隻の移動先は不明、1隻は第3期重点的撤去区域へ）

2. 第3期以降の不法係留船隻数（平成24年9月調査時点）

- ・第3期 …… 122隻 ・第4期 …… 274隻
- ・第5期 …… 113隻 ・合計 …… 509隻

※各重点的撤去区域のエリアは別紙参考図面のとおり

【同時発表記者クラブ】
北九州地区記者クラブ
直方地区記者クラブ
（資料持ち込み）

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所 占用調整課 課長 遠藤（内線 341）
TEL 0949-22-1830（代表） 係長 吉岡（内線 342）

～ 参 考 ～

①重点的撤去区域とは

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画では、第1期から第5期まで段階的に重点的撤去区域を設定するようになっていきます。重点的撤去区域に設定された河川区域では、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されます。※別紙参考図面参照

—設定状況—

第1期 平成23年2月28日公示、平成23年6月1日から設定

第2期 平成24年3月12日公示、平成24年4月1日から設定

第3期 平成25年3月公示予定、平成25年4月1日から設定予定

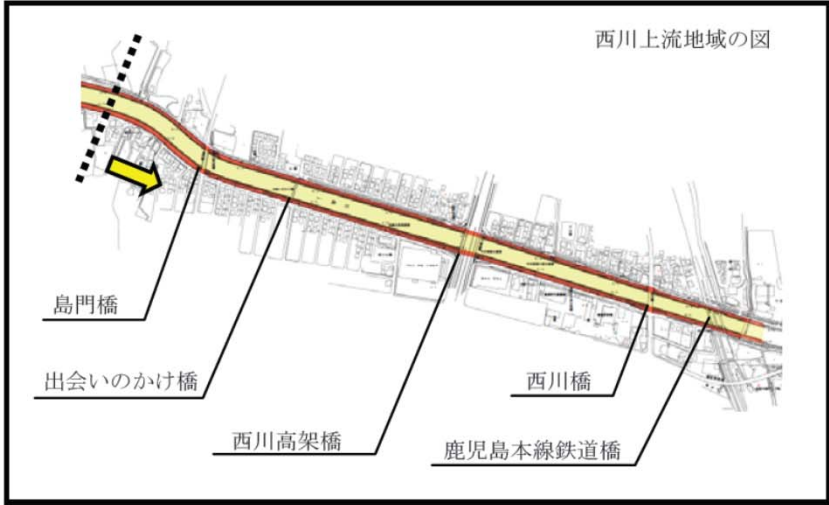
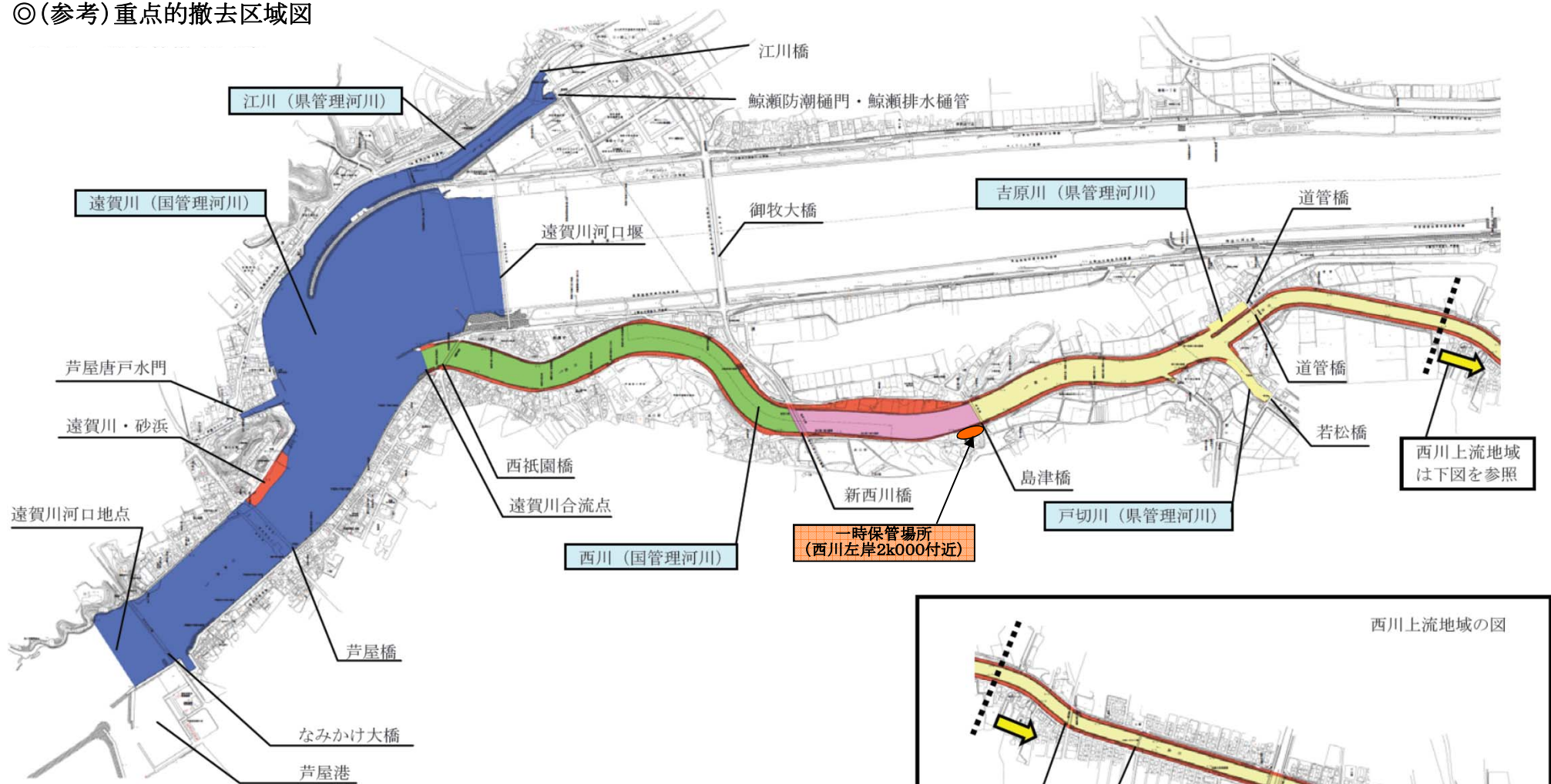
第4期以降 平成26年度以降設定予定

②除却（撤去）指示・強制撤去について

重点的撤去区域では、船舶の係留規制（強制撤去）が徹底されるため、所有者が判明している船舶については、河川法及び行政代執行法に基づき、船舶所有者に対し行政指導・除却（撤去）指示・監督処分・戒告等により自主撤去を促し、それでも自主撤去されない場合は、代執行令等の手続を実施し、不法係留船を強制撤去（代執行）していくこととなります。

なお、代執行に要した費用については、船舶所有者に納付を命ずることとなり、行政代執行法第6条第1項の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収することができます。

◎(参考)重点的撤去区域図



重点的撤去区域	
■	第1期 西川 高水敷(兩岸・遠賀川合流点~鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 遠賀川 砂浜(右岸)
■	第2期 西川 (島津橋下流端~鹿児島本線鉄道橋上流100mまで) 戸切川(西川合流点~若松橋下流端まで) 吉原川(西川合流点~道管橋下流端まで)
■	第3期 西川(新西川橋下流端~島津橋下流端まで)
■	第4期 西川(遠賀川合流点~新西川橋下流端まで)
■	第5期 遠賀川(遠賀川河口~遠賀川河口堰下流端・芦屋唐戸水門下流端まで) 江川(遠賀川合流点~鯨瀬防潮樋門・鯨瀬排水涵管・江川橋 各下流端まで)

